

社会福祉法人雑草福祉会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雑草福祉会（以下「当法人」という。）定款第九条並びに定款第二三条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週3日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

3 本規程でいう評議員等とは評議員及び苦情対応第三者委員をいう。

4 報酬は、当法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

5 所定週3日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(理事長、理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬はこれを支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条次項の報酬額のみを支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3の報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表4の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬はこれを支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表4の報酬を支払うことができる。

（費用弁償）

第7条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程別表に基づき旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費の実費を支給できる。

3 交通費については、別に定める旅費規程別表に基づき支給することができる。

（役員等の職務証跡）

第8条 役員及び評議員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

（報酬、費用弁償の支給方法）

第9条 報酬、費用弁償は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

非常勤役員報酬規程

別表1 (理事会及び評議員会の出席報酬等)

理事長及び理事	(日額) 3,000円
評議員	(日額) 3,000円

別表2 (理事長、理事及び評議員の勤務報酬等)

理事長	(日額) 5,000円
理事	(日額) 3,000円
評議員	(日額) 3,000円

別表3 (監事の報酬等)

理事会等出席	(日額) 3,000円
指導、監査業務	(日額) 5,000円

別表4 (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

理事会等出席	(日額) 3,000円
苦情対応の業務	(日額) 3,000円